

各 位

会 社 名 UDON株式会社
代表者名 代表取締役 小西 達也

I－P E X株式会社（証券コード：6640）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

UDON株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2024 年 11 月 7 日、I－P E X株式会社（証券コード:6640、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2024 年 11 月 8 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが 2024 年 12 月 19 日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

UDON株式会社
京都市伏見区桃山町根来 12 番地 4

（2）対象者の名称

I－P E X株式会社

（3）買付け等に係る株券等の種類

普通株式

（4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	11, 225, 506（株）	5, 042, 000（株）	—（株）
合計	11, 225, 506（株）	5, 042, 000（株）	—（株）

（注 1）本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（5, 042, 000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（5, 042, 000 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注 2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注 3）本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（注 4）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数（11, 225, 506 株）を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が 2024 年 11 月 7 日に公表した「2024 年 12 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者第 3 四半期決算短信」といいます。）に記載された 2024 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数（18, 722, 800 株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式

数（172,194 株）、並びに、本公開買付けに応募しないことを合意しているDMC株式会社（所有株式数：6,821,400 株）、小西大樹氏（所有株式数：300,000 株）、小西達也氏（所有株式数：101,800 株）及び小西玲仁氏（所有株式数：101,900 株）がそれぞれ所有する対象者株式（以下「本不応募合意株式」といいます。）の合計数（7,325,100 株）を控除した株式数です。

（５）買付け等の期間

① 買付け等の期間

2024年11月 8 日（金曜日）から2024年12月19日（木曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（６）買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 2,950 円

２．買付け等の結果

（１）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（5,042,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の数の合計（9,580,247 株）が買付予定数の下限（5,042,000 株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（２）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、2024 年 12 月 20 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

（３）買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株 券	9,580,247株	9,580,247株
新 株 予 約 権 証 券	—株	—株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	—株	—株
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ()	—株	—株
株 券 等 預 託 証 券 ()	—株	—株
合計	9,580,247株	9,580,247株
(潜在株券等の数の合計)	—株	(—株)

（４）買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	73,251 個	(買付け等前における株券等所有割合 39.49%)

買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	95,802 個	(買付け等後における株券等所有割合 51.64%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	73,251 個	(買付け等後における株券等所有割合 39.49%)
対象者の総株主等の議決権の数	185,431 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2024年8月9日に提出した第62期半期報告書に記載された2024年6月30日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第3四半期決算短信に記載された2024年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（18,722,800株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（172,194株）を控除した株式数（18,550,606株）に係る議決権数（185,506個）を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号
auカブコム証券株式会社（復代理人） 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

② 決済の開始日

2024年12月26日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する売付け等の申込みをされた方（以下「応募株主等」といいます。）

（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人又は復代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得することを目的とした手続を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されていますが、当該手続が実施された場合には、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。今後の手続に

つきましては、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

UDON株式会社	京都市伏見区桃山町根来 12 番地 4
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

以上